

健 第 56 号  
平成28年4月1日

(公社) 岡山県医師会長 }  
(一社) 岡山県病院協会長 } 殿

岡山県保健福祉部長

予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について

このことについて、厚生労働省健康局長から、別添のとおり通知がありましたので、御了知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、各保健所・保健所支所から周知を図ることとしておりますが、貴会におかれましても、会員への周知について御配慮くださいますようお願いいたします。

また、本通知は、「岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ」にてご覧になれます。

記

○送付書類

- ・ 予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について  
平成28年3月31日付け健発0331第6号 厚生労働省健康局長通知

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

岡山県保健福祉部健康推進課感染症対策班 芦田 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 Tel. 086-226-7331 Fax. 086-225-7283
--

各 都道府県知事殿

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第62号）が本日、別紙のとおり公布され、本年4月1日から施行することとしている。これらの改正の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、この通知においては、予防接種法（昭和23年法律第68号）を「法」と、平成28年4月1日以後の予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）を「実施規則」と、それぞれ略称する。

記

第一 改正の概要

1 法に基づく予防接種に係る説明と同意

被接種者が次のいずれかに該当する場合であって、それぞれ当該各号に定める者が長期間にわたり当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により当該被接種者の保護者の同意の有無を確認することができないとき（保護者のあるときに限る。）は、当該被接種者の保護者に代わって、それぞれ当該各号に定める者が実施規則第5条の2第1項の同意をすることができること。（実施規則第5条の2第2項関係）

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親（以下「里親等」という。）に委託されている場合 当該里親等
- (2) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（以下「児童福祉施設」という。）に入所している場合 当該児童福祉施設の長
- (3) 児童福祉法第33条第1項又は第2項の規定により児童相談所による一時保護が加えられている場合 当該児童相談所長

## 2 日本脳炎の予防接種に係る特例

- (1) 実施規則附則第4条に規定する日本脳炎の予防接種に係る特例の対象者について、「平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた者であって平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種を受けていない者」とすること。（実施規則附則第4条第1項及び第2項関係）
- (2) 実施規則附則第4条第1項又は第2項により、9歳以上13歳未満の者が日本脳炎の第1期の接種を受け終え、次に第2期の接種を受ける場合の接種間隔を6日以上とすること。（実施規則附則第4条第3項関係）

## 第二 施行期日

これらの改正は、平成28年4月1日から施行すること。

○厚生労働省令第六十二号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

予防接種実施規則の一部を改正する省令

予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二に次の一項を加える。

2 被接種者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、それぞれ当該各号に定める者が長期間にわたり当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により当該被接種者の保護者の同意の有無を確認することができないとき（保護者のあるときに限る。）は、当該被接種者の保護者に代わつて、それぞれ当該各号に定める者が前項の同意をすることができる。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三

第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第六条の四第一項に規定する里親（以下この号において「里親等」という。）に委託されている場合 当該里親等

二 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（以下この号において「児童福祉施設」という。）に入所している場合 当該児童福祉施設の長

三 児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定により児童相談所による一時保護が加えられている場合 当該児童相談所長

附則第四条第一項及び第二項中「当分の間」を「平成十九年四月二日から平成二十一年十月一日までの間に生まれた者であり、かつ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により第十四条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなされた者であつて令第一条の三の表日本脳炎の予防接種の対象者の欄第二号に規定するもの及び前項の規定により第十四条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなされた者に係る第十五条の規定の適用については、同条中「予防接種は、」とあるのは「予防接種は、前条第二項に規定する日本脳炎の第一期の予防接種の追加接種終了後六日以上の間隔をおいて」とする。

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

予防疫種実施規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 ○予防疫種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（説明と同意の取得）</p> <p>第五条の二 予防疫種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防疫種の有効性及び安全性並びに副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。</p> <p>2 被接種者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、それぞれ当該各号に定める者が長期間にわたり当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により当該被接種者の保護者の同意の有無を確認することができないとき（保護者のあるときに限る。）は、当該被接種者の保護者に代わつて、それぞれ当該各号に定める者が前項の同意をすることができる。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第六条の四第一項に規定する里親（以下この号において「里親等」という。）に委託されている場合 当該里親等</p> <p>二 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（以下この号において「児童福祉施設」という。）に入所している場合 当該児童福祉施設の長</p> <p>三 児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定により児童相談所長による一時保護が加えられている場合 当該児童相談所長</p> <p>附 則</p> <p>（日本脳炎の予防疫種に係る特例）</p> <p>第四条 平成十九年四月二日から平成二十一年十月一日までの間に生まれた者であり、かつ、平成二十二年三月三十一日までに日本</p>	<p>（説明と同意の取得）</p> <p>第五条の二 予防疫種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防疫種の有効性及び安全性並びに副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（日本脳炎の予防疫種に係る特例）</p> <p>第四条 当分の間、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防疫種のうち三回の接種を受けていない者（接種を全く</p>

脳炎の第一期の予防接種のうち三回の接種を受けていない者（接種を全く受けていない者を除く。）であつて令第一条の三の表日本脳炎の項の予防接種の対象者の欄第一号又は第二号に規定するものが、六日以上の間隔をおいて残りの接種を受けたときは、第十四条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

2 平成十九年四月二日から平成二十一年十月一日までの間に生まれた者であり、かつ、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種を全く受けていない者であつて令第一条の三の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄第二号に規定するものが、第十四条の例により接種を受けたときは、同条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

3 第一項の規定により第十四条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなされた者であつて令第一条の三の表日本脳炎の予防接種の対象者の欄第二号に規定するもの及び前項の規定により第十四条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたとみなされた者に係る第十五条の規定の適用については、同条中「予防接種は、」とあるのは「予防接種は、前条第二項に規定する日本脳炎の第一期の予防接種の追加接種終了後六日以上の間隔をおいて」とする。

受けていない者を除く。）であつて令第一条の三の表日本脳炎の項の予防接種の対象者の欄第一号又は第二号に規定するものが、六日以上の間隔をおいて残りの接種を受けたときは、第十四条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

2 当分の間、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種を全く受けていない者であつて令第一条の三の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄第二号に規定するものが、第十四条の例により接種を受けたときは、同条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

（新設）

○予防接種実施規則の一部を改正する省令による改正後の予防接種実施規則附則第四条第三項の規定による予防接種実施規則第十五条の読替表  
(傍線部分は予防接種実施規則の一部を改正する省令による改正後の予防接種実施規則附則第四条第三項による読替部分)

<p>予防接種実施規則の一部を改正する省令による改正後の予防接種実施規則附則第四条第三項の規定による読替後</p>	<p>読替前</p>
<p>(第二期予防接種) 第十五条 日本脳炎の第二期の予防接種は、前条第二項に規定する日本脳炎の第一期の予防接種の追加接種終了後六日以上の間隔において乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、○・五ミリリットルとする。</p>	<p>(市第二期予防接種) 第十五条 日本脳炎の第二期の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、○・五ミリリットルとする。</p>

○厚生労働省令第六十二号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

予防接種実施規則の一部を改正する省令

2 予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。  
第五条の二に次の一項を加える。

2 被接種者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、それぞれ当該各号に定める者が長期間にわたり当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により当該被接種者の保護者の有無を確認することができなるとき（保護者のあるときに限る。）は、当該被接種者の保護者に代わつて、それぞれ当該各号に定める者が前項の同意をすることができる。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第六条の四第一項に規定する里親（以下この号において「里親等」という。）に委託されている場合 当該里親等

二 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（以下この号において「児童福祉施設」という。）に入所している場合 当該児童福祉施設の長

三 児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定により児童相談所による一時保護が加えられている場合 当該児童相談所長

附則第四条第一項及び第二項中「当分の間」を「平成十九年四月二日から平成二十一年十月一日までの間に生まれた者であり、かつ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により第十四条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなされた者であつて令第一条の三の表日本脳炎の予防接種の対象者の欄第二号に規定するもの及び前項の規定により第十四条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなされた者に係る第十五条の規定の適用については、同条中「予防接種は」とあるのは「予防接種は、前条第二項に規定する日本脳炎の第一期の予防接種の追加接種終了後六日以上の間隔をおいて」とする。

附則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。